

# 平成27年度予算見積調書

課室名：健康長寿課  
 担当名：母子保健担当  
 内線：3552

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B102	未熟児等対策費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	未熟児等対策費	
事業期間	昭和34年度～	根拠法令	母子保健法第8条、第20条、埼玉県妊娠中毒症等療養援護費支給要領	戦略項目		03	医療の安心		
				分野施策		010302	地域医療体制の充実		
<p>1 事業概要</p> <p>未熟児は成熟して出生した児に比べて疾患に罹患しやすく、死亡率が高いだけでなく心身の障害が残ることも多いことから、出生後速やかに適切な処置をとることが必要である。そのため、入院養育を要する未熟児に医療給付を行い、健全育成を図る。</p> <p>また、妊娠中毒症は放置すると心身障害児の出生原因となり、時には妊婦を死亡させるため、罹患した妊婦の療養援護をすることにより母性の保護を図る。</p> <p>(1) 未熟児養育医療 120,180千円                      (2) 妊娠中毒症等療養援護費 204千円                      (3) 事務費 1,361千円</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 未熟児養育医療 入院養育を要する未熟児に医療の給付を行う。給付は市町村が行い、県はその費用の1/4を負担する。 120,180千円</p> <p>イ 妊娠中毒症等療養援護費 妊娠中毒症に罹患した妊婦の療養援護をする。 204千円</p> <p>ウ 事務費 市町村における事業を円滑に進めるための経費 1,361千円</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 県内63市町村が実施主体となり、事業を実施する。                      イ 県が事業を実施する。(さいたま市・川越市・越谷市を除く)</p> <p>(3) 事業効果 未熟児及び妊産婦の死亡、障害等を未然に防止できる。</p> <p>(4) その他                      未熟児養育医療は、権限移譲のため、平成25年度から市町村が実施している。</p>					
<p>2 事業主体及び負担区分</p> <p>(1) 国1/2(県1/4)市町村1/4                      (2) (県10/10)</p>									
<p>3 地方財政措置の状況</p> <p>(区分)衛生費 (細目)母子保健費                      (細目)母子保健費</p>									
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</p> <p>9,500千円×0.85人=8,075千円</p>									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	分担金及び負担金						
決定額	121,745	60	19				121,666	92,760	
前年額	214,505	814	115				213,576		